

目 次

—第1編— 会社法の世界とは?	3
第1章 商法・会社法とは?	4
第2章 個人事業主と法人.....	5
第3章 株式会社とは?	8
第4章 資本金と派生理論.....	11
第5章 株主平等の原則.....	16
—第2編— 会社法・機関.....	19
第1章 機関の存在意義.....	19
第2章 各機関.....	23

※色使い

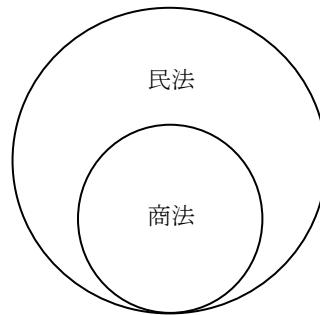
- ・赤：出る
- ・青：理由・趣旨
- ・緑：複数の知識に関係
- ・黒：出ない

【MEMO】

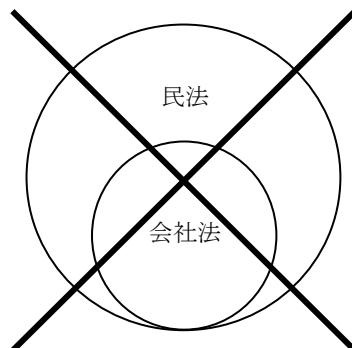
—第1編— 会社法の世界とは？

第1章 商法・会社法とは？

商法は民法の特別法です。



会社法は民法の特別法であるとはいえません。そして、会社法の一般法は、現在は存在しないといえます。



第2章 個人事業主と法人

Case1

大学生である秀英一郎は、自宅のマンションでインターネット事業をしていた。それなりに収益も上がるようになり、従業員として同じく大学生である後輩のBおよびCを雇う余裕まで出てきたため、秀英一郎は「就職するよりも、この事業で食っていこう」と考え始めた。

秀英一郎が、このインターネット事業を継続していくうえで、どのような事業形態が考えられるか？

【個人事業主】

上記 Case1 の秀英一郎は、法人格のない個人事業主です。たとえ、秀英一郎のインターネット事業が年商 100 億円だろうが、従業員を 1 万人雇っているが、株式会社などになる手続（登記など）を取らなければ、個人事業主です。つまり、「個人事業主と株式会社の違いは何なのか？」という問の答えは、「登記（次ページ参照）をしているか、していないか」です。

※個人事業主の具体例

八百屋、理容室、予備校講師

【法人】



特例有限会社（株式会社） — 有限責任社員のみ

株式会社 — 有限責任社員のみ

外国会社

一般社団法人 一般財團法人 — 株式会社類似の手続が必要

公益法人 医療法人 学校法人 など — 管轄庁の認可・許可などが必要

【商業登記とは?】

履歴事項全部証明書

会社法人等番号	[REDACTED]
商 号	[REDACTED]
本 店	[REDACTED]
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成 25 年 2 月 5 日
目 的	1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆、監修及び校正 6. 教材作成、監修、校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株
資本金の額	金 300 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 松 本 雅 典 [REDACTED] 代表取締役 松 本 雅 典
登記記録に関する事項	設立 平成 25 年 2 月 5 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(横浜地方法務局管轄)

平成 25 年 2 月 12 日

[REDACTED]
登記官 [REDACTED]

整理番号 ア 0 9 6 7 0 3

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 1

【社員とは？】

社団の構成員のことです。株式会社の場合は、「株主」といいます。法人の持ち主であると捉えておけばよいです。

※日常用語でいう「社員」とは、異なるので注意してください。日常用語でいう「社員」（従業員）は、法律的には「使用人」「被用者」などといいます。

【有限責任とは？ 無限責任とは？】

漢字からわかるとおり、「責任」が「有限」か「無限」かということです。この「責任」は、法人が負債を抱えた時に問題となります。

法人が負債を抱えた時に、有限責任しかない社員は、出資した額以上の責任は負いません。つまり、出資した額がゼロになって終わりなのです。

それに対して、無限責任のある社員は、法人が負債を抱えた時に法人に弁済する資力のない場合には、出資した額に関係なく、代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合には、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ったりしてでも支払わなければならなくなるわけです。

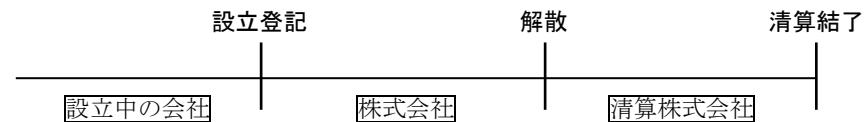
【個人事業主が法人化する理由】

- ① 事業資金の調達のため
- ② 無限責任から逃れるため
- ③ 税金の優遇を受けるため
- ④ 信用力を上げるため



第3章 株式会社とは？

1 株式会社の一生

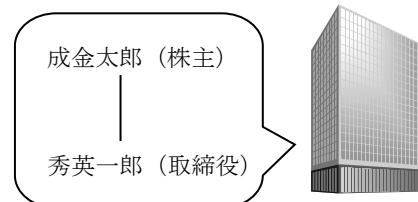


2 所有（資本）と経営の分離

Case2

成金太郎は、宝くじで3億円が当たったが、この3億円をどう増やしていくかがわからない。一方で、田舎から東京の大学に出てきた秀英一郎は、それまでどの企業も考えもしなかったようなインターネット事業を思いつき、詳細な事業計画も立てた。しかし、それを実行する資金がない。この成金太郎の3億円と、秀英一郎の能力を活かす方法はないか？

そもそもの株式会社というのは、上記 Case2 の成金太郎（お金はあるけれども、経営能力はない）の資本と、秀英一郎（お金はないけれども、経営能力はある）の経営能力を組み合わせて、より効率的にお金を生み出すという経済目的で生まれたものです。



【会社法を見る重要な視点】

会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく“経済的な視点”も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」（法律）ということと、「いかに効率よく金儲けをするか」（経済）という争いの中にある法律なのです。

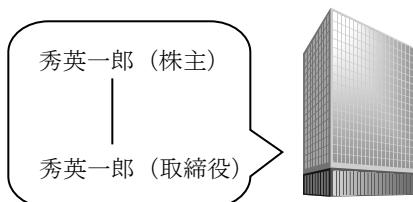
法律 VS 経済



【現実のほとんどの株式会社は？】

上記のように設立される株式会社が本来の株式会社ですが、現実には、上記のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社が、「株主（出資者）＝取締役（経営者）」です。つまり、ほとんどの株式会社が、所有（資本）と経営が分離していないわけです。

上記 Case2 でいえば、秀英一郎が自分の事業に出資をし、事業も自分で行なっているという構造の株式会社がほとんどなのです。



3 株主有限責任とは？

Case3

3 億円の宝くじが当たった成金太郎は、秀英一郎のインターネット事業に 8000 万円を投資しようと考えた。しかし、成金太郎の頭に、「秀英一郎の事業が失敗したら…」という不安がよぎった。秀英一郎の事業が失敗し、会社が莫大な負債を抱えた場合には、成金太郎は、残りの宝くじの当選金の 2 億 2000 万円、さらにはその他の自身の財産をもって負債の返済に充てなければならないのか？

上記 Case3 の成金太郎のように、会社の失敗の責任を負わなければならぬのかという心配があると、株主になろうとする者が現れなくなってしまうため、株主の責任は有限責任とされました。

有限責任とは、たとえ会社が倒産しようが、100 億円の借金を抱えようが、株主は出資した額以上の責任は負わないということです。上記 Case3 の成金太郎でいえば、8000 万円が 0 円になることはあっても、マイナスになることはありません。

第4章 資本金と派生理論

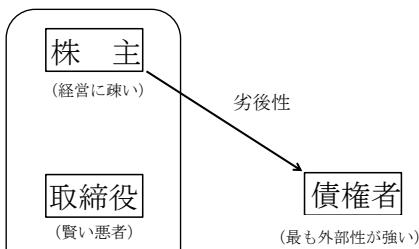
1 資本充実・維持の原則と会社法の三者関係

Case4

秀英一郎が設立したサイバージャパン株式会社は、株式会社トランスクンペニーと取引をしていた。サイバージャパン株式会社は、経営状況が思わしくなく、株式会社トランスクンペニーに多額の未払金があるにもかかわらず、取締役の秀英一郎は株主である成金太郎に剰余金の配当をしようとしていた。このような行為は、許されるか？

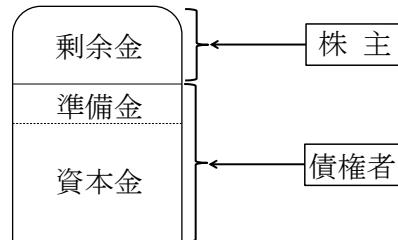
株主および取締役以外に、会社法の登場として重要な者として、会社の「債権者」がいます。この三者を、会社法は以下のように考えています。

＜会社法の主要な登場人物の関係＞



つまり、債権者は会社の“外”にいる者なので、最も保護する必要性が高いわけです。具体的に、債権者を保護するものが、「資本金」です。

<資本金とは?>



株式会社を設立する際には、「資本金」として定めた額をきちんと株式会社に入れる必要があります（資本充実の原則）。そして、株式会社に入った資本金は、出でていってはならないようしなければなりません（資本維持の原則）。こういった原則は、株式会社との取引などによって債権を取得する債権者のため 있습니다。前述したとおり、株主は有限責任しか負いません。そのため、債権者にとっては、会社の財産のみが最後の拠り所なわけです。よって、上記のような原則があるのです。

前者の「資本充実の原則」は、法律上守られていますが（実際には、定められた資本金がないにもかかわらず設立されている違法な株式会社は存在しますが）、後者の「資本維持の原則」は、法律上守られていません。たとえば、「資本金 1 億円」と登記されている株式会社に、実際に 1 億円の財産があるとは限りません。資本金とは、あくまで、「資本金の額以上の儲け（剰余金）が出でない限り、株主に配当してはいけませんよ」というものにすぎないのでしょう。

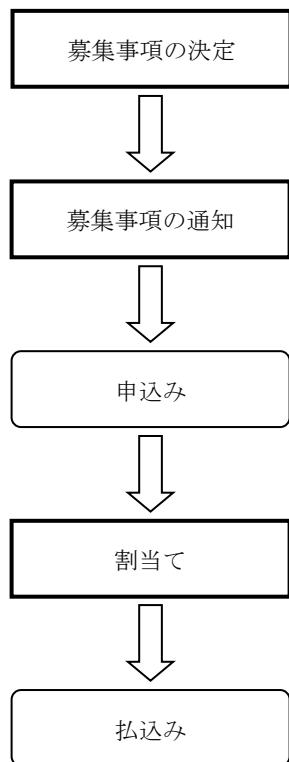
【資本金とは?】

資本金とは、「これ以上の儲け（剰余金）が出でない限り、株主に配当しません」という“株式会社の器”を表すものです。



【株式会社に出資がされる場合】

- ① 設立時
 - ② 募集株式の発行等
 - ③ 新株予約権の行使
- ※②の基本的な流れ（第三者割当ての場合）



[] …株式会社側の行為

[] …株主（になろうとする者）側の行為

2 出資金の払戻しの可否

Case5

成金太郎は、サイバージャパン株式会社に8000万円を投資していたが、息子が私立の医学部に進学することになったため、突如まとまったお金が必要になった。成金太郎は、サイバージャパン株式会社に、「株式は返すから、8000万円は返して」と言うことができるか？

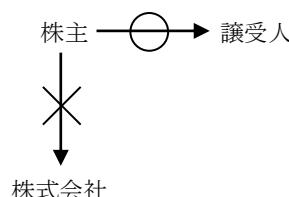
上記Case5で、成金太郎は「8000万円を返せ」と言うことはできません。株主が出資した資本金（+準備金）は、債権者の拠り所なわけですから、出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。

3 株式譲渡自由の原則

Case6

しかし、2浪してまで合格した息子を何とか医者にしてあげたいと成金太郎は思っている。成金太郎が、何とかして株式をお金に換える方法はないのか？

出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。しかし、それでは株主は投下資本（投資したお金など）を回収することができません。そこで、認められているのが、株式を譲渡することです。東京証券取引所などの取引所での売買が、典型例です。上記Case6でいえば、成金太郎は、サイバージャパン株式会社の株式が欲しいと思っている人を探し、売り渡すことによって、投下資本を回収することができます。



4 株式の譲渡制限規定

Case7

成金太郎は、株式をサイバージャパン株式会社のライバル会社や暴力団組織に売り渡そうとしている。サイバージャパン株式会社は、それを防ぐことはできないのか？

株式譲渡自由の原則が実際に貫かれているのは、公開会社だけです。

上場企業のすべてと上場を考えている一部の企業は、「公開会社」ですが、日本に存在する99%以上の企業は「公開会社でない会社」（以下、「非公開会社」といいます）です。以下のような定款規定を設けることによって、株式会社は非公開会社となります。

会社法107条（株式の内容についての特別の定め）

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 謾渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

この定款規定があると、株式を譲渡するのに、株式会社の承認が必要となります。つまり、株式会社は、どのような者が株主となるかを選べるということになります。

上記 Case7 でいえば、サイバージャパン株式会社は、この定款規定を設ければ、ライバル会社や暴力団が株主となることを防ぐことができます。

【譲渡制限規定があると投下資本を回収できないのか？】

上記のように譲渡制限規定がある場合でも、株主が投下資本を回収できないということは、あってはなりません。そこで、株主は、譲渡承認請求ができる（会社法136条～145条）、株主の譲受人が気に入らないのであれば、「株式会社が買い取れ」とまで言うことができます。

第5章 株主平等の原則

1 株主平等の原則

Case8

秀英一郎が設立したサイバージャパン株式会社は、1株100万円相当で株式100株を発行しており、以下の者が、以下の数の株式を持っている。この会社は、誰の意向によって方針が決まるか？

- ① 成金太郎 80株（8000万円相当）
- ② 総理大臣 10株（1000万円相当）
- ③ ホームレスである法務太郎 10株（1000万円相当）

上記 Case8 の場合、ほとんどの事項（誰を取締役にするか、合併をするか、解散をするなど）が、成金太郎の意向によって決まることになります。

第109条（株主の平等）

- 1 株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

「株主平等の原則」とは、「1株1株は平等であり、株主に個性はない」という意味です。上記 Case8 であれば、②の総理大臣も、③のホームレスである法務太郎も、同じ10株（1000万円相当）を持っていることに変わりはないので、発言権も平等であるし、扱いも平等です。

それに対して、80株（8000万円相当）を持っている①の成金太郎の発言権は、②の総理大臣、および、③のホームレスである法務太郎に対して、強くなります。簡単にいって、「金を出した者が発言権を持つ」というのが株式会社です。資本主義からきた考え方といえます。

2 株主平等の原則の例外

Case9

サイバージャパン株式会社は、成金太郎の多額の出資によって成り立っているのだが、秀英一郎はある不安を抱えている。それは、「会社が大きくなつた時に、自分がクビにされて、別の取締役が^{しじょうへい}招^ま聘^{はい}されるのではないか？」という不安である。成金太郎に出資はしてもらうが、自分の地位も確保する方法はないか？

株主平等の原則という大原則はあるのですが、それだけでは“経済的な観点から”不都合が生じます。上記 Case9 も、その一例です。成金太郎が過半数の株式を保有していれば、サイバージャパン株式会社の取締役は、成金太郎の意向によって決まることになります。そうすると、秀英一郎が汗水流して会社を大きくしても、ある時点で「もう用無しから、別の取締役に替えるよ」と言わわれかねません。

これでは、起業しようと思う人が少なくなってしまいます。このような“経済的観点から”的不都合を解消するために認められているのが、「種類株式」という制度です（会社法 108 条）。

上記 Case9 であれば、成金太郎に対して以下の内容の株式を発行すれば、「成金太郎に金は出してもらうが、口は出させない（その代わり、金は優先的にあげるよ）」ということが可能となります。

- ① 剰余金の配当は優先的にするが（会社法 108 条 1 項 1 号）
- ② 株主総会における議決権がない（会社法 108 条 1 項 3 号）

【MEMO】

—第2編— 会社法・機関

第1章 機関の存在意義

Case10

サイバージャパン株式会社は、唯一の役員等である秀英一郎の経営で、取引先も増え、事業もどんどん拡大し、株式市場への上場まで考えるようになった。秀英一郎は、このまま役員等が自分一人であるという経営を続けていけるのか？

資本金または負債の額が少額で、株式も公開していない株式会社であれば、役員等が取締役1人であるという機関構成も許されます。しかし、上記Case10のように、事業が拡大し、債権者の数・債権額が増加してきた場合、または、株式を公開し株主の変動が頻繁に生じるようになった場合には、債権者または株主に対する責任が重くなってしまいます。

そこで、取締役の監視体制を強化するためなどの理由から、「大会社は会計監査人を設置しなければならない」（会社法328条）、「公開会社は取締役会を設置しなければならない」（会社法327条1項1号）などの機関設置のルールが定められています。

【機関とは？】

株式会社も法人であるため、独立して権利能力を有します。しかし、自然人とは異なり、「法人」という人間が存在するわけではありません。よって、法人の意思決定をしたり、法人の運営をしたりする者が必要です。その意思決定をする者と、法人の運営および監視をする者が「機関」です。株式会社の機関には、次のものがあります。

- ① 株主総会
- ② 取締役
- ③ 取締役会
- ④ 会計参与
- ⑤ 監査役
- ⑥ 監査役会
- ⑦ 会計監査人
- ⑧ 指名委員会、監査委員会、報酬委員会
- ⑨ 監査等委員会

【大会社とは？（会社法 2 条 6 号）】 ← 債権者の視点から

大会社とは、以下のいずれかの要件を満たす株式会社のことです。

- ① 資本金の額が 5 億円以上
- ② 負債の額が 200 億円以上

【公開会社とは？（会社法 2 条 5 号）】 ← 株主の視点から

公開会社とは、株式の一部についてであっても、譲渡制限のない株式を発行する定めがある株式会社（現実に、譲渡制限のない株式を発行しているかは、関係がない）のことです。

【MEMO】

第2章 各機関

1 株主総会

すべての株式会社に存在する「株主総会」から見ていきましょう。



学生 「『株主総会』って、6月頃にホールみたいな所に株主や役員が集まってやるやつですよね？」

それが、上場企業などの株主総会です。中小企業の株主総会の現実は、「株主会議事録だけ作って、3名の株主（うち1人が取締役）がハンコ付いて終わり」とかだったりします。



学生 「株主総会って、大したことがないものもあるんですね。株主総会を勉強するにあたってのポイントって、あるんですか？」

「株主総会」では、まず「非取締役会設置会社」か「取締役会設置会社」かで大別して考えていくことが重要です。



学生 「なぜ『非取締役会設置会社』と『取締役会設置会社』で大別するんですか？」

取締役会を設置しているかどうかで、以下のように分けられるからです。

- ・非取締役会設置会社…所有（資本）と経営が分離していない
 - ・取締役会設置会社…所有（資本）と経営が分離している
- つまり、非取締役会設置会社は、「株主=取締役」（またはそれにかなり近い）と想定されます。株主が日常的に業務執行の決定を行っているので、株主総会の権限は大きくなります。会社法295条1項にありますとおり、株主総会は“株式会社に関する一切の事項について”決議をす

ることができます。それに対して、取締役会設置会社は、「株主≠取締役」と想定されます。株主とは別に、経営のプロである取締役で組織された取締役会が業務執行の決定を行いますので、株主総会の権限は小さくなります。会社法 295 条 2 項にありますとおり、“会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り”決議をすることができます。決議事項は、株式会社の解散や役員の選解任や会社の根本規則である定款変更などに限られます。



2 取締役

機関のうち、役員である「取締役」を見ていきましょう。



学生 「それは、聞いたことがあります。『専務取締役』とか『常務取締役』とか言いますから、専務とか常務のことですよね？」

イメージとしては、間違っていません。ただ、社長や副社長も、取締役であることがほとんどです。会社法の機関と会社内での肩書きは、必ずしも一致しません。



学生 「そうなんですか。『取締役』って、何をするんですか？」

原則として、業務執行の決定をし、業務を執行するのが、仕事です。「株主」が、株式会社という船の目的地・船の規模など大枠を決定し、実際に舵取りをするのが「取締役」だと思って下さい。



学生 「『取締役』を勉強する時のポイントって、あるんですか？」

“取締役は賢いため悪いことをする可能性がある”というのが、会社法の基本スタンスであるという点を意識しておくことがポイントになります。どういうことかというと、取締役は経営のプロですから、経営に疎い株主を害する行為が容易にできてしまいます。よって、会社法という法律は、できる限りそれを防ぐスタンスで作られています。



3 取締役会

「株主総会」のところで、「取締役会を設置しているかどうかが、重要な区別となる」と申し上げましたが、その「取締役会」について見てていきましょう。



学生 「『取締役会』って、会社の豪華な会議室に年収 2,000 万円くらいの重役が十数人集まって、社長を中心に会議をするみたいなイメージがあります。」

大企業の取締役会は、そうですね。「株主総会」のところで申し上げましたが、「取締役会を設置しているかどうかは、所有（資本）と経営が分離しているかどうかの分岐点」となります。つまり、取締役会を設置していると、株主総会はある程度のことを取締役会に任せます。



学生 「他に、取締役会で大事なことって、あるんですか？」

取締役会について、以下のようなイメージを持つことが、重要です。



学生 「この図は、なんですか？」

これは、取締役会とは、その構成員である「取締役一人一人」よりも、「取締役会」という組織自体が重要であることを表しています。（主に）株主のために、合議体で意思決定をし、個々の取締役・代表取締役を監視していくのが、取締役会です。



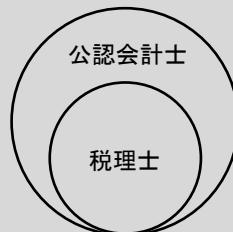
4 会計参与

機関のうち、役員である「会計参与」を見ていきましょう。



学生 「漢字から考えると、『会計』に『参』加し『与』するのが、仕事ですか？」

そうです。会計参与は、“取締役と共同して”計算書類を作成するのが仕事です。従来、株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしていた税理士さんが、役員として株式会社の内部に入つたものだと思って下さい。この「会計参与は、株式会社の内部機関である」ということも重要です。なお、「税理士さん」と申し上げましたが、「税理士法人（税理士事務所が法人化したもの）」「公認会計士」「監査法人（公認会計士事務所が法人化したもの）」でも、構いません。試験上は、税理士さんと公認会計士さんの関係を以下のように捉えて下さい。



学生 「『会計参与』って、必置であることがほとんどありませんでしたが、実際には置かれているんですか？」

「会計参与」は、1つの例外を除いて、置くかどうかは株式会社の全くの任意です。また、役員になると任務懈怠責任などで損害賠償責任を負う可能性も高まります。そういった理由から、利用例は少なく、従前どおり、税理士さんは株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしているのが、現状です。



5 監査役

機関のうち、役員である「監査役」を見ていきましょう。



学生 「名称からして、『厳しくチェックする』のが仕事みたいですが、何を監査するんですか？」

「監査役」は、取締役（会計参与がいる場合には会計参与も）の職務の執行を監査します（会社法 381 条 1 項前段）。その監査の範囲は広く、原則として、会計監査に限らず、業務監査にもおよびます。



学生 「『監査役』も、勉強する時のポイントって、あるんですか？」

「監査役」を勉強している時に意識しなければならないのは、“監査役の独立性の確保”という一貫した考え方が会社法にあるということです。監査役の地位は、他の役員等以上に守られています。たとえば、監査役の任期は原則として短縮できませんし、監査役を解任するには株主総会の普通決議ではなく、特別決議が必要です。



学生 「なんで監査役の地位は、そんなに守られているんですか？」

監査役は、役員であるにも関わらず、他の役員等の職務を公正な目で厳しくチェックする必要があります。そこで、自身の地位が不安定であると、躊躇してしまいます。たとえば、他の役員等に都合の悪い監査をしたことによって容易に解任されるのであれば、思い切った監査ができません。よって、その地位が守られているのです。



学生 「では、『監査役』って、悪いことを許さないすごい機関なんですね。」

法律的にはそうなのですが、実際には、取締役にいわゆる引退後の天下りのポストとして与えられることも多く、きちんと機能しているかは疑問があるというのが現状です。



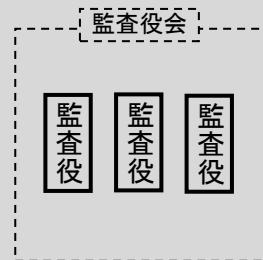
6 監査役会

次は、「監査役会」を見ていきましょう。



学生 「『監査役会』って、監査役の集まりですか？ 聞いたことありませんけど…。」

「監査役会」とは、簡単にいえば、監査役が集まり、1つの機関となつたものです。「監査役会」について、以下のようなイメージを持つことが重要です。



学生 「取締役会の図とちょっと違いますけど、この図はどういう意味ですか？」

これは、監査役会とは、組織である監査役会よりも、その構成員である「監査役一人一人」の方が重要であることを表しています。監査役会とは、合議体である取締役会に対抗するために合議体を形成したにすぎません。監査役の役目は、(主に)取締役の行為の適法性を監査することですから、一人一人に強い独立性がなければいけません。よって、合議体である監査役会を形成したとしても、監査役一人一人の独立性は保たれ、依然として監査役一人一人が強い権限を持っています。



7 会計監査人

次は、「会計監査人」を見てていきましょう。「公認会計士」や「監査法人」というのを聞いたことがありますか？



学生 「あります。あの年収何億とかいく、難しい試験に受かった人達ですよね？」

今は、そこまでは潤ってはいないんですが…まあそのイメージで結構です。「会計監査人」になれるのは、公認会計士または監査法人です。



学生 「『会計監査人』って、『会計参与』と名前が似ていますが、どこが違うんですか？」

同じく会計の専門家なんですが、「会計監査人」は、会社の外から、その会社の財務を「監査（厳しくチェック）」します。つまり、「会計監査人」は、外部機関です。



学生 「他に、『会計監査人』の学習のポイントってあるんですか？」

「会計監査人の上に、監査役（監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会）がある」ということがポイントになります。その証拠に、会計監査人に非行などがあれば、監査役（監査役会または監査委員会）は会計監査人を解任することができます（会社法 340 条）。また、会計監査人設置会社は、監査役または委員会（つまり、監査委員会）を置かなければいけません（会社法 327 条 3 項、5 項）。



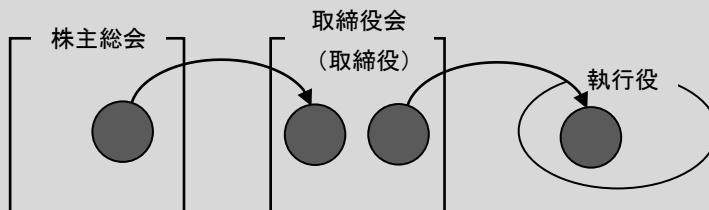
8 指名委員会等設置会社

かなり特殊な「指名委員会等設置会社」を見ていきましょう。



学生 「『指名委員会等設置会社』って、どこら辺がかなり特殊なんですか？」

色々とありますが、「指名委員会等設置会社」の根本部分に関わるのは、
“指名委員会等を設置していない会社において株主総会がるべきことの一部を取締役会が行い、取締役（会）がるべきことの一部を執行役が行う”という点です。



つまり、 “取締役会が株主総会に近づいている” のです。



学生 「なぜ、取締役会が株主総会に近づくんですか？」

「指名委員会等設置会社」という会社形態を採る企業は、海外に事業を開拓し、出資も海外から募るだろうと想定されています。よって、株主が世界中にいるのです。すると、「臨時株主総会を行うから、すぐに新宿の○○ビルに集まってくれ」と言っても、すぐには来られません。よって、取締役会がある程度、株主総会の代わりをする必要があるのです。



学生 「なるほど。でも、そうすると、取締役会（取締役）が悪いことをしませんか？ 取締役のところで、 “取締役は賢いため悪いことをする可能性がある” というのが、会社法の基本スタンスであると勉強しましたが。」

そうです。ですから、取締役（役員等）の任期が1年と短く、株主総会によるチェックを厳しくしたり、社外取締役の設置を義務付けたりして、不正を防止しようという体制が採られています。



学生 「そういった関係になっているんですね。では、海外に事業を展開している大企業の多くが、『委員会設置会社』なんですか？」

実際には、大企業でも利用例が少ないので現状です（上場企業でも 100 社もありません）。利用例が少ない理由は、たとえば、以下のようなことが挙げられます。

- ① 社外取締役を入れないといけないので、その企業で平社員から努力してきた者の役員の席が減る
- ② 指名委員会等設置会社は強力な監視体制を採るアメリカ型の会社形態であるため、従来の日本企業の体質と合わない
- ③ 指名委員会に人事権を、報酬委員会に役員の報酬決定権を握られる（つまり、過半数が外部の者〔社外取締役〕である委員会に人事・報酬を握られる）



9 監査等委員会設置会社

改正により新たにできた「監査等委員会設置会社」を見ていきましょう。



学生 「なんで新しい機関構成が作られたんですか？」

大企業の不祥事が相次いでいましたが、その原因の1つに「監査役会設置会社では、適切な監査ができない」ということがあります。かといって、強力な監視体制を探るアメリカ型の会社形態である指名委員会等設置会社は、利用する企業がほとんどありませんでした。そこで、“監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の間の機関構成”として創設されたのが、監査等委員会設置会社です。監査等委員会設置会社は、以下の機関で構成されます。

・株主総会 + 取締役会 + 監査等委員会 + 会計監査人

※任意に会計参与を置くことができます。

監査役会ではなく、取締役会の内部機関である監査等委員会が取締役などの監査をします。監査等委員会は、過半数が社外取締役である取締役で構成されます。監査役会のように取締役会の外から監査するのではなく、取締役会の中に社外取締役を中心とした監査機関を設け、より実効的な監査をしていくという発想は、指名委員会等設置会社と同様です。ただし、指名委員会等設置会社を採用する企業がほとんどなかった反省を踏まえ、監査等委員会設置会社には、企業が導入する気になる導入促進剤となる要素があります。



学生 「『導入促進剤となる要素』って、なんですか？」

導入促進剤となる要素としては、以下の事項が挙げられます。

- ① 上場企業などの場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明できない場合、社外取締役を置く必要がある（改正会社法327条の2）。そして、監査役会を置く場合は、最低2人の社外監査役が必要となる。つまり、社外性の要件を充たす者が3名必要となる。
しかし、監査等委員会設置会社では、社外性の要件を充たす者は2名いればよく、社外性の要件を充たす者の確保が容易となる。



- ② 監査等委員会設置会社には指名委員会・報酬委員会がないため、指名委員会等設置会社の導入の弊害となっていた「過半数が外部の者（社外取締役）である委員会に人事・報酬を握られる」ということがなくなる。
 - ③ 利益相反取引において、事前に監査等委員会の承認を得た場合は、取締役の任務懈怠責任の推定規定（会社法 423 条 3 項）が適用されない（改正会社法 423 条 4 項）。これは、監査等委員会設置会社にしかない特典です。
- これらの導入促進剤となる要素により、監査等委員会設置会社の導入は進むのでしょうか。

